

今日のトピック インドの規制・制度改革

高額紙幣廃止、着実に進むブラックマネー撲滅

ポイント1 高額紙幣廃止発表

2016年12月30日が交換期限

- 11月8日にモディ首相は、現在流通している高額紙幣（500ルピーと1,000ルピー札）の廃止を発表しました。
- 旧高額紙幣は、2016年11月8日より使用できなくなり、原則、同年11月10日以降12月30日までは、銀行で預金または銀行および郵便局で両替（当初4,000ルピー）が出来ます。
- また、新紙幣（500ルピーと2,000ルピー札）は、2016年11月10日以降に発行される予定です。

【高額紙幣廃止の詳細】

施策	内容
1 高額紙幣廃止	2016年11月8日より現行の500ルピーと1,000ルピー紙幣は通貨として使用できなくなる。
2 2016年12月30日まで預金が可能	2016年11月10日～2016年12月30日まで預金が可能。預金時にはIDの提示が必要。
3 2016年12月30日まで低額紙幣に交換が可能	高額紙幣は、銀行か郵便局で低額紙幣に交換が可能。交換額の上限は、2016年11月10日から11月24日までは、4,000ルピー。それ以降の上限額は未定。交換時にはIDの提示が必要。
4 預金引出上限額	預金引出上限額は、一日当たり10,000ルピー、一週間当たり20,000ルピーに制限される。2016年11月25日以降に上限は見直される。
5 ATM引出上限額	ATM引出上限額は、2016年11月18日までは、一日当たり2,000ルピー。同年11月19日以降は、一日当たり4,000ルピーに引き上げられる。

(出所) インド準備銀行の資料を基に三井住友アセットマネジメント作成

ポイント2 進むブラックマネー撲滅 高額紙幣廃止の効果に期待

- モディ政権発足以来、ブラックマネー法（2015）制定、高額品や不動産購入時の納税番号（PAN）の提示義務化などによりブラックマネー（無申告の国内外所得と資産）撲滅を進めて来ました。
- 不正蓄財に使われるとされる高額紙幣が流通紙幣に占める割合は約86%といわれ、その廃止はブラックマネー撲滅に効果があると期待されます。

【主なブラックマネー撲滅施策】

施策	内容
1 ブラックマネー法（2015）	国外不法所得や資産の取り扱いに関する法律を整備。無申告海外資産への30%課税、更に課税額の3倍の罰金徴収、禁固3～10年。
2 所得申告制度（2016）	無申告資産の期限付き申告を実施。課税のみで罰金は課さず、6,500億ルピー以上の申告があった。
3 課税番号（PAN）提示義務化（2016）	現金やプリペイド・カードによる20万ルピー以上の物品・サービス購入や100万ルピー以上の不動産購入に際してはPANの提示を義務化。
4 無申告資産強制調査	財務省は、2016年5月までの過去2年間で約4,500億ルピーの無申告所得を捕捉したことを発表。同時に、刑事訴追件数が急増した。
5 高額紙幣廃止	高額紙幣（500ルピーと1,000ルピー紙幣）の廃止と新紙幣（500ルピーと2,000ルピー紙幣）発行。

(出所) コタック証券の資料を基に三井住友アセットマネジメント作成

今後の展開 中長期的には経済成長への大きな寄与が期待される

- インドの一般消費者は、日々の消費額が少なく、日常生活での消費への影響はほとんど無いと思われれます。一方、富裕層については、不正蓄財が一般化しているとされ、高額品については、一時的に消費の減少が見られる可能性があります。
- 中長期的に、(1)ブラックマネーが実態経済へ組み込まれることによるGDP成長率の上昇、(2)ブラックマネー撲滅による徴税率の向上、(3)高額紙幣廃止に伴う預金増加による貯蓄率の上昇などが予想され、経済成長への寄与が大きいと期待されます。

ここもチェック! 2016年10月18日 最近の指標から見るインド経済（2016年10月）
2016年10月 5日 インドの金融政策 半年ぶりに利下げ（2016年10月）

■当資料は、情報提供を目的として、三井住友アセットマネジメントが作成したものです。特定の投資信託、生命保険、株式、債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。■当資料に基づいて取られた投資行動の結果については、当社は責任を負いません。■当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績及び将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。■当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。■当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。